



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2497, 2498)

平成 21 年度
輸入食品監視指導計画監視結果
中間報告

平成 21 年 12 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成21年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成21年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

厚生労働省では、計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について、翌年度の6月を目途に公表するほか、年度途中の状況についてもおおむね年度の半ばに公表することとしており、今般、平成21年4月から9月の間の計画に基づく監視結果の中間報告を取りまとめました。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

問合せ先：医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室

ENGLISH

輸入食品の安全を守るために



カロリーベースで約8割を海外から輸入される食品に依存している我が国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。

このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。

※違反の措置状況に関する「廃棄・積み戻し」又は「廃棄・積み戻し等」については、「表外用途への転用」を含みます。

▶ 輸入手続

▶ 監視指導

▶ 違反事例

▶ 統計情報

▶ 参考資料

① 報道発表資料

▶ 2009年11月13日 輸入食品に対する検査命令の実施について(カナダ産亜麻及びその加工品)

トピックス

- ・ “輸入食品の安全確保を目指して～検疫所の仕事(動画:約14分)”

2. 平成 21 年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条第 1 項）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時、国内流通時の 3 段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 21 年度計画：157 食品群、約 8 万 3 千件）
- 検査命令^{※2}（平成 21 年 9 月 30 日現在：全輸出国の 16 品目及び 38 カ国・1 地域の 201 品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに販売、輸入を禁止できる規定

3. 平成 21 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

平成 21 年 4 月から 9 月の間の届出・検査・違反状況（表 1）をみると、届出件数は 903,873 件【887,703 件】であり、届出重量は速報値で 11,791 千トン【12,046 千トン】であった。

これに対し、108,390 件（検査命令 54,221 件、モニタリング検査 24,200 件、自主検査 29,969 件）【91,955 件（検査命令 44,596 件、モニタリング検査 26,282 件、自主検査 21,077 件）】について検査を実施し、このうち 660 件【501 件】を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別（表 2）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 384 件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 213 件、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 43 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条に基づき準用される法第 18 条違反の 33 件となっている。昨年度同期と比較して、法第 6 条、法第 18 条及び法第 62 条に基づき準用される法第 18 条の違反が大幅に増加した。法第 6 条違反については事故米穀問題に伴う事故報告提出の指導強化により事故の報告が増加したこと、法第 18 条違反については検査目的と考えられる少量輸入の器具等の違反が増加したこと、法第 62 条に基づき準用される法第 18 条違反については規制対象となるおもちゃの範囲が拡大したことが要因であった。

平成 21 年度のモニタリング検査実施状況（表 3）をみると、延べ約 83,400 件の計画に対し、延べ 46,870 件（実施率：約 56%）を実施し、このうち延べ 80 件を食品衛生法違反として、回収等の措置を講じた。

平成 21 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 16 品目及び 38 カ国・1 地域の 201 品目を検査命令の対象としており、実績（表 6）をみると、延べ 99,117 件の検査命令を実施し、このうち延べ 177 件を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 21 年度においては、米国産ピスタチオのサルモネラ属菌汚染、カナダ産養殖さけ・ますのクリスタルバイオレット汚染、フランス産生山羊乳チーズの腸管出血性大腸菌 O103 汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査等（表 7）を行った。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

表 1 届出・検査・違反状況（平成 21 年 4 月～9 月：速報値）

届出件数	輸入重量	検査件数※ ¹	割合※ ²	違反件数	割合※ ²
件	千トン	件	%	件	%
903,873	11,791	108,390 (54,221)※ ³	12.0	660	0.07
(前年度実績)					
887,703	12,046	91,955	10.4	501	0.06

※1 モニタリング検査、検査命令、指導検査等の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 主な違反事例（平成 21 年 4 月～9 月：速報値）

違反条文	違反件数	構成比	主な違反内容
第 6 条 (販売を禁止される食品及び添加物)	件 213	% 30.6	とうもろこし、ハトムギ、落花生、アーモンド、ごま等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等のシアン化合物の含有、食肉製品のリステリア菌による汚染、二枚貝の下痢性貝毒の検出、米・小麦・カカオ豆等の輸送中の事故による腐敗・変敗・カビの発生
第 9 条 (病肉等の販売等の制限)	1	0.1	衛生証明書の不添付
第 10 条 (添加物等の販売等の制限)	23	3.3	サイクラミン酸、TBHQ、オレンジ II、アゾルビン、メラミン等の指定外添加物を使用した加工食品
第 11 条 (食品又は添加物の基準及び規格)	384	55.1	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬等の残留基準違反)、冷凍食品の成分規格違反(一般生菌数、大腸菌、大腸菌群)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の過量残存(二酸化硫黄等)
第 18 条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	43	6.2	器具・容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
第 62 条に基づき準用される第 18 条 (おもちゃ等についての準用規定)	33	4.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
総 計	697(延数)※ ¹ 660(実数)※ ²		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況（平成21年4月～9月：速報値）

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌生物質等	2,150	1,205	0
	残留農薬	1,900	1,174	0
	成分規格	700	408	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌生物質等	2,700	1,008	1
	残留農薬	1,050	699	0
	添加物	1,300	910	0
	成分規格	2,050	934	1
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌生物質等	2,300	1,277	2
	残留農薬	2,100	1,371	0
	添加物	250	211	0
	成分規格	600	524	0
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌生物質等	4,350	2,490	1
	残留農薬	2,250	2,154	0
	添加物	1,850	1,666	0
	成分規格	3,650	2,293	14
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌生物質等	700	677	0
	残留農薬	14,500	7,955	30
	添加物	850	371	0
	成分規格	1,000	673	0
	カビ毒	2,950	1,723	1
	遺伝子組換え食品	700	610	0
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌生物質等	100	105	0
	残留農薬	9,150	3,981	9
	添加物	4,300	2,630	1
	成分規格	2,650	1,243	1
	カビ毒	1,800	775	1
	遺伝子組換え食品	300	68	0
	放射線照射	600	181	3
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	200	200	0
	添加物	2,850	1,413	0
	成分規格	700	236	0
	カビ毒	700	385	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	400	240	0
	添加物	850	687	0
	成分規格	1,000	433	0
	カビ毒	100	38	0
添加物 器具及び容器包装、おもちゃ	成分規格等	2,800	582	0
検査強化食品分	SRM除去確認、 抗生物質等、放射線照射、添加物	5,000	3,340	15
総計（延数）		83,400	46,870 年度計画に対する実施率約56%	80

※1:検査項目の例

- ・抗菌生物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等）、病原微生物（腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）、割り箸の防ばい剤等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2:抗菌生物質、農薬等の検査項目別の延検査件数の概算を示したもの

表 4 モニタリング検査を強化した※¹ 品目（平成 21 年 4 月～9 月※²）

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	えだまめ	プロファム
	シソ	ヘキサフルムロン
	はちみつ	クロラムフェニコール
	レイシ（ライチ）	メタミドホス、4-クロルフェノキシ酢酸
	小粒落花生	ダミノジッド
	わさび	ホキシム
	ばれいしょ	アルジカルブスルホキシド
	ほうれんそう	クロルフェナピル
	アスパラガス	イソカルボホス
	チュウゴクモクスガニ	フラゾリドン
タイ	マンゴー	ピリミホスメチル
	カミメボウキ	クロルピリホス
	ツルムラサキ	エチプロール
	アスパラガス	ジウロン
韓国	青とうがらし	フロニカミド
	赤とうがらし	ヘキサコナゾール
	うるち米	ヘキサコナゾール
	生食用ウニ	腸炎ビブリオ※ ³
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ※ ³
	生食用タイラギガイ	腸炎ビブリオ※ ⁴
インド	発酵茶	ヘキサコナゾール
	ごまの種子	パラチオンメチル
	クミンの種子	イプロベンホス
ベトナム	えだまめ	ルフェヌロン
	未成熟えんどう	アセフェート
米国	ブロッコリー	フロニカミド
	ラズベリー	ビフェナゼート
ミャンマー	ごまの種子	イミダクロプリド、カルバリル
ガーナ	カカオ豆	イミダクロプリド、フェントロチオン
フィリピン	生食用ウニ	腸炎ビブリオ※ ³
フランス	かぶ類の根	ジフェノコナゾール
カナダ	養殖さけ・ます	クリスタルバイオレット※ ⁵
スリランカ	とうがらし	トリアゾホス
イラン	クミンの種子	プロフェノホス
ドミニカ	マンゴー	シプロコナゾール
メキシコ	アボガド	アセフェート
インドネシア	えだまめ	クロルフェナピル
台湾	バナナ	ジノテフラン
ホンジュラス	ごまの種子	トリアゾホス
ポーランド	レッドカラント	フルシラゾール
ニュージーランド	ビート（カエンサイ）ルーツ	ジフェノコナゾール
インド、インドネシア及びミャンマー以外	ターメリック	アフラトキシン

※¹ 通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後 60 件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合、通常の監視体制とした。

※² 表 5 に含まれる品目を除く。

※³ 夏期の検査強化として全届出件数（100%）を対象に検査を実施（平成 21 年 6 月～10 月）

※⁴ 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施（平成 21 年 6 月～10 月）

※⁵ 海外情報に基づき、新たにモニタリング検査を実施した事例

表 5 検査命令へ移行した品目（平成 21 年 4 月～9 月）

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	農産物（香辛料、野菜類、果実類及び茶等）及び水産物（しゃこ）（製造者限定）	放射線照射
	ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）	ジフェノコナゾール
	豚肉及びその加工品	クレブテロール
	ねぎ（わけぎを含む。）	アルジカルブスルホキシド
	レイシ（ライチ）	イマザリル
	まつたけ	クロルピリホス
インド	紅茶（製造者限定）	ヘキサコナゾール
	クミンの種子	プロフェノホス
米国	農産物（香辛料、野菜類、果実類及び茶等）及び水産物（しゃこ）（製造者限定）	放射線照射
韓国	パプリカ（ジャンボピーマン）（輸出者限定）	フロニカミド
スーダン	ごまの種子	カルバリル
ブラジル	生鮮コーヒー豆	ピラクロストロビン
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ（製造者限定）	腸管出血性大腸菌 O103
ペルー	キノア	メタミドホス
タイ	レモングラス	EPN
オーストラリア	綿実	アフラトキシン
ミャンマー	ターメリック	アフラトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績（平成 21 年 4 月～9 月：速報値）

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査※ 件数	違反 件数
全輸出国 (16品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	3,749	21
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	201	1
	すじこ	亜硝酸根	456	3
	フグ	魚種鑑別	1	0
中国 (49品目)	鶏肉、豚肉、えび、鰻等	ニトロフラン類、テトラサイクリン系抗生物質、クレンブテロール、マラカイトグリーン等	30,391	17
	野菜、果実、豆類、魚類（しいたけ、どじょう等）	フェンプロパトリン、デブフェノジド、メタミドホス、ピリメタニル等	17,233	15
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	2,976	2
	鰻加工品	一般生菌数、大腸菌群	1,238	0
	乳及び乳製品並びにこれらを原料とする加工食品	メラミン	4,922	1
	加工食品等	サイクラミン酸	373	0
タイ (27品目)	養殖えび	オキシソリニック酸	597	0
	野菜、果実（おくら、マンゴー、バナナ等）	EPN、クロルピリホス、シペルメトリン等	1,253	2
	バジルシード	アフラトキシン	1	0
韓国 (21品目)	あげまきがい、しじみ	エンドスルファン	103	4
	野菜（パプリカ、とうがらし、エゴマ等）	エトプロホス、クロルピリホス、ビフェントリン等	173	1
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	313	0
	生食用タイラギガイ	腸炎ビブリオ	1	0
台湾 (15品目)	鰻、ローヤルゼリー、スッポン	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	3,105	4
	野菜、果実、茶	プロモプロピレート、クロルピリホス、シフルトリン等	322	3
	加工食品等	サイクラミン酸、一酸化炭素	20	0
米国 (14品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,040	19
	野菜、穀類（パセリ、セロリ等）	クロルピリホス、ボスカリド等	330	2
ベトナム (8品目)	えび、いか、養殖鰻	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	14,487	15
	ほうれんそう	インドキサカルブ	38	0
	ごまの種子等	アフラトキシン	13	0
	水産食品	赤痢菌	10	0
	加工食品等	サイクラミン酸	51	0
その他(33カ国、総68品目)			14,720	67
総 計			99,117	177

※検査件数は検査項目別の延べ数

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例（平成21年4月～9月）

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4月	米国	ピスタチオ （サルモネラ属菌による汚染のおそれ）	米国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻し等を行う措置を講じた。
4月	カナダ	養殖さけ・ます （クリスタルバイオレット汚染のおそれ）	カナダ国内において、政府が実施したモニタリング検査の結果、クリスタルバイオレットが検出されたとの情報に基づき、モニタリング検査を強化する措置を講じた。
4月	チリ	鶏肉及び豚肉製品 （リステリア菌汚染のおそれ）	チリ国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻し等を行う措置を講じた。
6月	オーストリア	清涼飲料水 （麻薬及び向精神薬取締法違反のおそれ）	ドイツにおいて、オーストリア製清涼飲料水からコカインが検出されたとの情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合には、税関に通報するとともに、関連部局に情報提供を行うため、貨物を保留する措置を講じた。
6月	フランス	生山羊乳チーズ （腸管出血性大腸菌O103の汚染のおそれ）	フランス国内において、腸管出血性大腸菌O103が検出され、当該製品が日本に輸出されていたとの情報に基づき、輸入届出された場合には、貨物を保留する措置を講じた。
6月	インドネシア	地酒（アラック） （メタノール汚染のおそれ）	インドネシア・バリ島において、メタノールを含む地酒に起因する死亡事例を含む中毒事故が発生したとの情報に基づき、アラックが輸入届出された場合は、自主検査を指導する措置を講じた。
6月	米国	クッキー生地 （腸管出血性大腸菌O157の汚染のおそれ）	米国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻し等を行う措置を講じた。
6月	米国	牛肉 （腸管出血性大腸菌O157の汚染のおそれ）	米国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻し等を行う措置を講じた。
9月	カナダ	亜麻 （未承認遺伝子組換え亜麻の混入のおそれ）	ドイツ国内において、カナダ産の未承認遺伝子組換え亜麻が流通しているとの情報に基づき、カナダ産亜麻が輸入届出された場合には、貨物を保留する措置を講じた。

(参 考) 中間報告中の主な用語説明

用 語	説 明
亜硝酸ナトリウム	添加物(発色剤)、亜硝酸根としての最大残存量が規定されている
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アゾルビン	指定外添加物(着色料)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
アルジカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
アルジカルブスルホキシド	アルジカルブが化学的に変化して生成した物質
安息香酸	添加物(保存料)
イソカルボホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イマザリル	添加物(防かび剤)
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアゾン系殺虫剤)
エチプロール	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
エトプロホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オレンジⅡ	指定外添加物(着色料)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
クリスタルバイオレット	殺菌剤(トリフェニルメタン系染料)
クレンプテロール	動物用医薬品(子宮弛緩薬)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(フェニルピロール系殺虫剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酢酸系除草剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積したもの。貝が毒化することにより下痢性中毒が引き起こされる)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)

サルモネラ属菌	病原微生物(動物の腸管、自然界(川、下水、湖など)に広く常在する菌で、主に生肉、特に鶏肉と卵を汚染し、激しい腹痛、下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
シアン化合物	一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物
ジウロン	農薬(フェニルウレア系除草剤)
ジノテフラン	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シプロコナゾール	農薬(アゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
赤痢菌	病原微生物(物や水を介し経口的に感染し赤痢を引き起こす)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ダミノジッド	農薬(酸アミド系植物成長調整剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海水中の常在菌でビブリオ属の一種、主に魚介類を汚染し、急性胃腸炎の原因となる菌)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属等の真菌により産生される)
テトラサイクリン系抗生物質	抗生物質(主にオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンをいう)
テブフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
ニトロフラン類	動物用医薬品であるニトロフラン系合成抗菌剤の総称
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される)
パラチオンメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(アニリノピリミジン系殺菌剤)
ビフェナゼート	農薬(ヒドラジン系殺虫剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
フェニトロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)

フラゾリドン	動物用医薬品（ニトロフラン系合成抗菌剤）、代謝物はAOZ
フルシラゾール	農薬（ヘテロサイクリック系殺菌剤）
プロファム	農薬（カーバメート系殺虫剤）
プロフェノホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
フロニカミド	農薬（ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤）
ブロモプロピレート	農薬（有機塩素系殺虫剤）
ヘキサコナゾール	農薬（トリアゾール系殺菌剤）
ヘキサフルムロン	農薬（フェニルウレア系殺菌剤）
ボスカリド	農薬（アニリド系殺菌剤）
ホキシム	農薬（有機リン系殺虫剤）
ポリソルベート	添加物（乳化剤）
麻痺性貝毒	貝毒（主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積したもの。貝が毒化することにより麻痺性中毒を引き起こされる）
マラカイトグリーン	動物用医薬品（トリフェニルメタン系合成抗菌剤）
メタミドホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
メラミン	メラミン樹脂の主原料となる化学物質
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物（自然環境中の常在菌で、主に乳製品を汚染し、リステリア症を引き起こす）
ルフェヌロン	農薬（ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤）
EPN	農薬（有機リン系殺虫剤）
SRM	BSE（牛海綿状脳症）の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛体内の部位（頭部（舌、頬肉を除く。）、せき髄、せき柱、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部位））
TBHQ	指定外添加物（酸化防止剤）